

教育関連学会連絡協議会 公開シンポジウム 2024.3.9

「大学における教員養成の未来－「グランドデザイン」をめぐって－」

「グランドデザイン」の提案とモデル化 制度の観点から

勝野正章(東京大学)

2020～23年 日本教師教育学会課題研究Ⅱ「大学教育と教師教育」

制度WG: 金馬国晴(横浜国立大学) 塩津英樹(島根大学) 仲田康一(法政大学)
日暮トモ子(日本大学) 伏木久始(信州大学) 山崎奈々絵(聖徳大学) 勝野正章

グランドデザイン 「6年間を見通した教員養成システム」の構築

教員が「高度専門職」として、長期にわたる自身の成長を見通すことができる養成・研修制度を設計する必要性(知的学問探究のプロセスとして大学における教員養成を高度化)

⇒教員の基礎資格を大学院(修士)へとレベルアップ

・教養教育と教育学教育、アカデミックな理論とプロフェッショナルな実践を深く結びつけることが可能に

・教職の地位向上

⇒大学院でも多様性を保障(「開放制教員養成」の維持)

・視野の広い、多様性に富んだ教員の養成

(1) 大学院での学びを保障する多様なルートによる免許制度

修士レベルの学修・研究を基礎資格とする「標準免許状」(仮称)を基本とする制度

※学部レベルを基礎資格とする「基礎免許状」(仮称)でも教職に就くことは可能

・「自ら学び考える教師」「標準免許状」取得ルートの多様性を保障

e.g., 学士課程修了後すぐ大学院に進学。現職教員が修士レベルの講義・演習・実習等を受講して必要な単位を積み上げ。科目等履制度の利用により社会人にも広く機会を開放。

・経済的負担の軽減、研修等定数の拡充、「有給研究休暇(サバティカル・リーブ)」制度の新設等により、「ストレートマスター」、現職教員、教職志望の社会人いずれも安心して学べるよう条件整備

(2) 社会人を対象とした教員養成プログラム

多様な背景を持つ社会人の教職への参入

Cf. 教員不足への対応 教員資格認定制度、特別免許状⇒専門職としての教員の力量形成という観点から慎重に検討

・教職特別課程(学士または修士の学位を既に有する者が「教科及び教職に関する科目」又は「特別支援教育に関する科目」の単位を1年以上の時間をかけて履修し免許を取得)の積極的活用
社会人対象の教員養成プログラムとして位置づけ

(3) 大学と現場をつなぐ「導入プロセス」の再編

「導入プロセス」=教員が、主に初任期を通じて教職に対する社会化を遂げるプロセス

- ・教育実習 多様な在り方を保障

教職大学院 長期的な実習を通じて理論と実践を往還

教員養成系ではない大学(院) フィールド研究、授業研究の基礎を身につけるような内容、柔軟な期間設定

- ・初任期 正規・非正規を問わず、個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備

初任者研修の一層の柔軟化

部活動や担任業務の減免など、業務や責任の分有・軽減を図る体制を整備

(4) 課程認定制度の限界と新たな質保証制度の提言

- ・文科省による課程認定制度

書面審査、実地視察←質保証としての限界

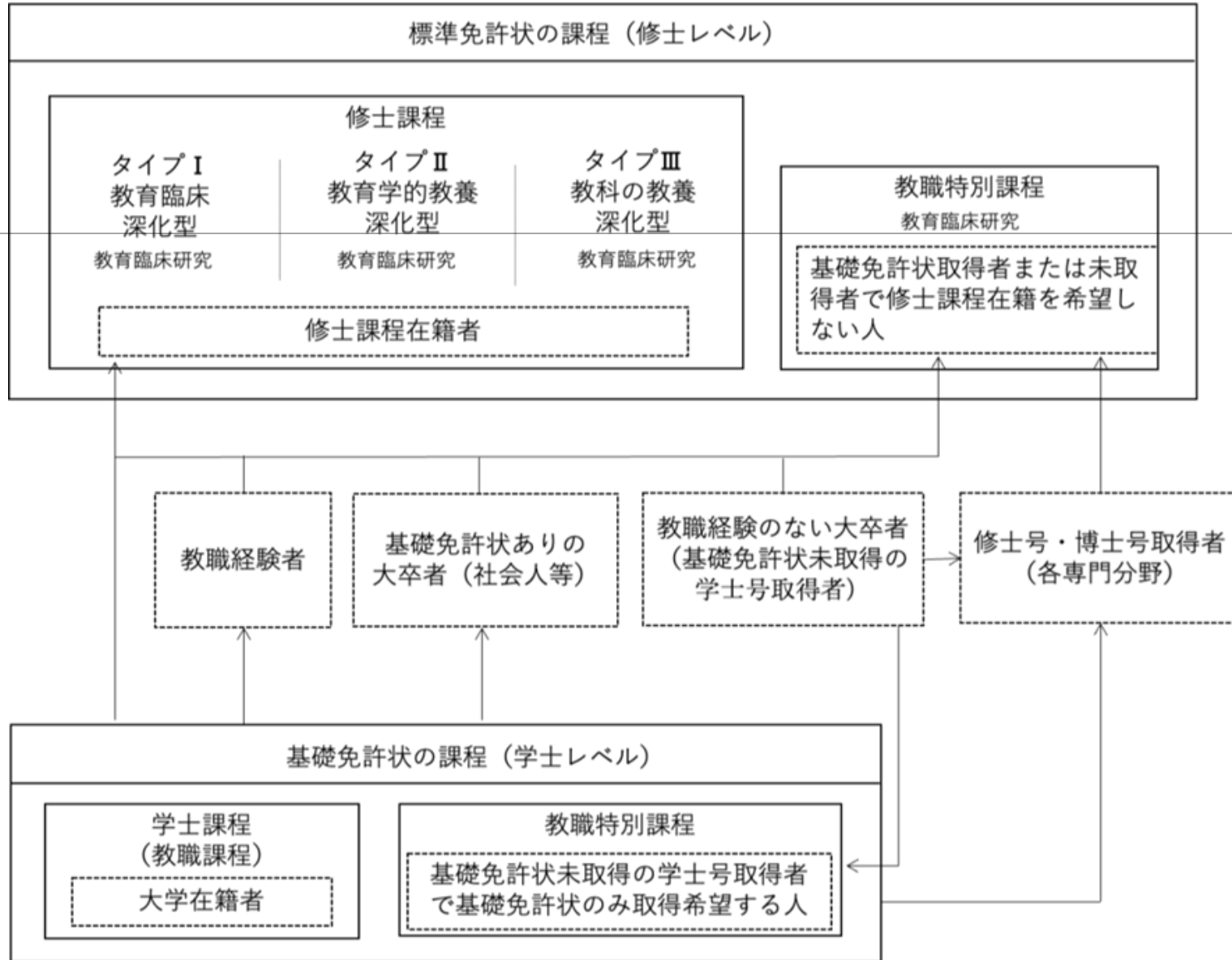
- ・新たな質保証制度における専門学会・大学の役割

専門学会による「ミニマム」ないし「エッセンシャル」カリキュラムの提案

大学の自主性・主体性の重視、教育現場の課題に向き合える力量のみならず、学術的な知見による研究能力の育成を重視、教員団体、教育委員会等との対話プロセス

大学によるピア・レビュー

モデル化



標準免許状と基礎免許状

- ・専修免許状→標準免許状、一種免許状→基礎免許状へ移行
- ・基礎免許状を取得した人が教職経験を経て、あるいは教職経験を経ずに修士課程あるいは教職特別課程(修士レベル)に在籍して、標準免許状を取得
 - ・修士課程(学士課程)に在籍しなくても、教職特別課程、科目等履修などの仕組みを利用して免許取得を可能とする
 - ・ 修士課程の典型的なモデル「タイプⅠ・教育臨床深化型」、「タイプⅡ・教育学的教養深化型」、「タイプⅢ・教科の教養深化型」の3種類
- カリキュラムは各大学が主体的に編成 ただし、「教育臨床研究」を含む
- ・ 基礎免許状を持たない大卒者(教職以外の職に就いている社会人など)の教職志望者についても、免許取得ルートを積極的に設ける

学士レベルの教職特別課程

- ・基礎免許状を持っていない教職志望の大卒者のうち、標準免許状の早期取得を希望しない(まずは基礎免許状のみ取得を希望する)人が対象。
- ・「教職課程カリキュラム(教育学的教養を含む)」をフルタイム(原則1年間)で履修
- ・フルタイムだけでなく、パートタイム、夜間、オンライン等の履修形態を認めることで社会人が働きながら基礎免許状を取得することを促進(修業年限も柔軟に)

標準免許状と修士レベルにおける学び

・標準免許状を取得する意義:教職経験を持つ人の場合

一定程度の教職経験を経た後で教育実践を省察。多様な教育課題を構造的に把握し、解決を導く能力を獲得。

大学での学び直しによる「知のアップデート」

・標準免許状を取得する意義:教職経験を持たない人の場合

①ストレートマスター、②基礎免許状を取得した後に一般企業等に就職、③基礎免許状を取得せずに一般企業等に就職⇒専門性(教育学的教養・教科の教養)の深化、教育実践の分析と研究

④学部で基礎免許状を取得せず、各学問分野で修士号・博士号を取得⇒高度な専門性をベースにして、教育学的教養を身につける

三つのタイプの大学院修士課程

「タイプⅠ・教育臨床深化型」(現在の多くの教職大学院と類似。実践研究中心)

「タイプⅡ・教育学的教養深化型」(教育学的教養に関する学術的研究中心)

「タイプⅢ・教科の教養深化型」(多様な教科・学問分野に関する学術的研究中心)

・教職経験を持つ、持たないにかかわらず、どのタイプで学ぶことも可能

学ぶ者のニーズと選択⇒多様性と自主性を尊重、教師の学びへの意欲と内実を保障

修士レベルの教職特別課程

- ・教職特別課程(修士レベル)の新設 フルタイムのみでなくパートタイム、夜間、オンライン等の履修形態を可能に、修行年限も柔軟化⇒大卒者の標準免許状取得を促進
- ・学部で基礎免許状を取得後、一般企業等に就職
 - ⇒原則フルタイム(1年間)で標準免許状を取得
- ・学部で基礎免許状を取得せず、各専門部分野で修士学位、博士学位を取得して一般企業等に就職
 - ⇒基礎免許状に必要な科目も科目等履修により履修することで標準免許状を取得

標準免許状と学位の関係

・「多様性」の尊重から、①(原則)だけでなく、②、③も可能とする。

- ① 2年間の大学院の学びによる学位取得と標準免許状をセットで取得させる課程
- ② 大学院の学位を取得せずに、必要な単位・科目を満たすことで標準免許所のみを取得する課程
- ③ ①と②を両方開講し、受講者がそれぞれの希望と動機に応じて選択できる課程

標準免許状取得を促す方策

自発的な学びの要求を大学院レベルにおいて実現するための条件整備、たとえば以下の事項が速やかに実現されるよう、国(文科省)の責任において、予算措置と自治体への助言を実施。

- ① 標準免許状取得のための大学院進学者への奨学金制度の充実、及び給付奨学金制度の新設
- ② 現職教員に対するサバティカル・リープ制度の充実
- ③ 学部生に対する大学院レベルの教職科目の先取り履修制度の充実
- ④ 教員研修の一部としての大学院科目の活用推進
- ⑤ 標準免許状を管理職の基礎資格とする任用条件の新設